

「広報とうがね」有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東金市有料広告掲載要綱（平成17年7月20日制定。以下「要綱」という。）第5条の規定により、「広報とうがね」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「広告主」とは、広報紙へ広告を掲載する者をいう。

(広告主の募集)

第3条 市長は、広報紙等により広告主を募集するものとする。

- 2 毎年2月から3月にかけて、5月1日号から翌年4月1日号までの募集を行う。ただし、特段の事情があるときは、時期を分けて募集することができる。
- 3 前項の結果、募集の上限に達しなかった場合は随時募集を行う。

(広告の位置、枠数、規格及び掲載料)

第4条 広告を掲載する位置は、広報紙中面で市が指定する位置とする。広告の最大掲載枠数は1回の発行につき下段20枠、半面6枠までとし、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

区分	規格	掲載料
下段1枠	大きさ 縦4.0cm×横 9.0cm 印刷色 4色カラー	1回10,000円
下段2枠	大きさ 縦4.0cm×横18.5cm 印刷色 4色カラー	1回20,000円
半面	大きさ 縦12.5cm×横18.5cm 印刷色 4色カラー	1回60,000円

- 2 広告掲載希望者は、1回につき下段1枠、下段2枠、半面のいずれかの大きさを選択するものとする。なお、下段1枠、下段2枠については、記事に応じた掲載位置の希望がある場合、併せて申し出るものとする。
- 3 前条第2項の募集で、広告の最大掲載枠数を超えた場合は、要綱第4条及び第8条の規定により掲載する広告主を決定する。また、記事に応じた掲載位置の希望が枠数を超えた場合は、抽選により掲載位置を決定する。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、5月1日号から翌年4月1日号までの12回を最大として、掲載回数を選択できるものとする。

(広告掲載内容の作成)

第6条 広告掲載希望者は、要綱第7条の規定により広告掲載の申込みをする場合は、「広報とうがね」広告掲載内容（別記第1号様式）を作成し、添付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第7条 広告掲載希望者は、自己の負担により広告原稿を作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告内容は、要綱第3条第1項各号の規定に該当しないことのほか、広報紙のイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(広告掲載内容の変更及び廃止)

第8条 広告主は、広告掲載内容を変更又は廃止しようとするときは、「広報とうがね」広告掲載内容変更・廃止届(別記第2号様式)を速やかに提出しなければならない。

(広告掲載内容の変更の承認)

第9条 前条の変更届があったときは、当該広告掲載内容の変更について東金市有料広告掲載審査会(以下「審査会」という。)の審査を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査会の委員長がその変更内容が軽微なものであると認めるときは、審査会の審査を経ずに変更の承認をすることができる。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年1月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、令和6年8月1日号以降に掲載される広告について適用し、同年7月15日号までに掲載される広告については、なお従前の例による。